

健全な区政の確保と公益の保護を目指して

「(仮称) 新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例」

「(仮称) 新宿区公益保護のための通報に関する条例」

区では、健全な区政の確保と公益の保護を目指した2つの条例について、パブリック・コメント制度（意見公募）で区民の皆さんのご意見を伺いました。今後は、お寄せいただいたご意見を参考に、条例の制定を進めます。

今回は、お寄せいただいたご意見とそのご意見に対する区の考え方の要旨、2つの条例の基本的な考え方をお知らせします。

1 意見募集期間 平成18年2月25日から3月27日まで

2 意見提出件数 44件（4名）

3 問い合わせ先 総務部総務課総務係

電話 03-5273-3505（直通）

新 宿 区

○ 2つの条例の基本的な考え方

《(仮称)新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例》

1 職員の行動規準

職員の公正な職務の遂行を確保するため、区長を含めたすべての職員が守るべき行動規準を改めて定めます。

2 職員への不当要求行為の禁止

区が行う仕事に関し、暴力等の不当な手段を用いて、自らの要求を実現しようとする行為を禁止します。

3 職員への口利き行為の禁止

区が締結する契約若しくは職員の採用又は区の機関や指定管理者が行う処分に関し、自らの地位や権限による影響力を不当に行使して、職員等にその職務上の行為をさせるように、またはさせないようにする行為を禁止します。

※ 条例の名称を「(仮称)新宿区職員等の行動規準及び責務等に関する条例」から「(仮称)新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例」に変更しました。

《(仮称)新宿区公益保護のための通報に関する条例》

1 公益通報者の範囲

区の職員に限らず、区民の皆さんも通報できるようにします。

2 通報の対象となる事実の範囲

法令・条例で規定する犯罪行為によって、区の公益を害する事実を通報対象事実とします。要望や苦情などは対象としません。

3 「(仮称)新宿区公益保護委員」の設置

① 通報の受け付けと処理は「(仮称)新宿区公益保護委員(弁護士)」が行います。

② 委員には、自らが調査を行い、必要により区長に是正等の措置の勧告を行うとともに、その内容を公表する権限を付与します。

※ 調査機関の名称を「(仮称)新宿区公益保護通報調査員」から「(仮称)新宿区公益保護委員」に変更しました。

○ 総数4名の方から44件のご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

○ そのうち、伺った内容に沿ったご意見は28件で、区の考え方の要旨とともに公表します。

	主眼点	意見の要旨	区の考え方（要旨）
新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例			
1	主眼点1 「行動規準」	行動規準の対象として「区長を含めた全ての職員」とあるが、これは区長部局以外の行政委員会、区議会、監査委員、各種審議会等の構成員及びそれらの事務局職員を含むか。	行動規準の対象は、区長を含むすべての職員とします。 なお、新宿区議会議員政治倫理条例において、責務と政治倫理基準を課されている区議会議員は除きます。
2		「行動規準」や「責務」について具体性が必要ではないか。	具体的な事項については必要により規定していきます。
3		行動規準に「区民に説明する責務を十分に果たす」とあるが、説明責任を果たさなかった区に対する罰則規定を考えているのか知りたい。	行動規準は、職員の公正な職務の遂行を確保する目的で定めるもので、この規準に対しての罰則は考えていません。
4	主眼点2・3 「不当行為」	不当な働きかけや口利きがあった場合には、記録し、情報公開の対象にするような制度にすること。	記録をとることは不当な行為を抑止する効果があると考えます。 この条例を含めて、何らかのルール作りを検討します。
5		何人に対しても制限することについて、周知徹底を図られたい。	区広報、区ホームページ等を活用し、広く周知していきます。
新宿区公益保護のための通報に関する条例			
6	主眼点1 「通報者の範囲」	通報者の範囲の「区民」の中に外国人は入らないのか。	通報者の範囲である「区民」について、国籍は問わず「区の区域内に住所を有する者」などと定義します。
7		公益の通報は、「匿名」でも可能であり、保護の対象になるか。	通報を受け付けた後の調査、通知等が行えないため、匿名による通報は対象としません。
8	主眼点2 「通報事実の範囲」	通報対象事実の範囲について「法令・条例等に違反した場合」を対象としているが、これでは狭すぎる。	通報事実の範囲は、法令・条例で規定する犯罪行為によって、区の公益を害する事実と考えています。 要望や苦情などは対象としません。
9		「法令・条例等の違反のほか、全ての公益」を保護の対象にすべきである。	
10		区に回答を求める投書についての回答に関する決定について、「区民に説明する責任」を十分に果たしていない場合、通報の対象となるか。	

11	主眼点3 「調査員」	<p>通報対象事実については、事実認識に誤りがないうように十分に調査し、適確な対応が図れるようにするため、単独の調査員でなく、複数の調査員または、一組織として調査ができるような制度を構築されたい。</p>	<p>「(仮称) 新宿区公益保護通報調査員」を「(仮称) 新宿区公益保護委員」と名称を変え、弁護士を充てます。 委員は、単独で調査を行いますが、勧告や公表については、必要により合議が行なえるようにします。</p>
12		<p>調査員の選出に当たっては、弁護士の資格があるとなかろうと、制度的にみて独立性が確保されていなければなりません。従って、調査員の任免は議会の「議決事項」にすべき。</p>	<p>委員には、「弁護士」を充てます。弁護士は社会正義を実現することが使命とされていますので、公正で適切な行動が期待できます。</p>
13		<p>調査員の中立性・独立性を担保するためには、第三者機関自体をチェックするシステムが絶対に必要であり、その方策を条例に盛り込むべき。</p>	<p>従って、議決事項にはせず、独立した権限を付与します。</p>
14		<p>調査員の権限を強化し、区長が適切な措置を講じなかった場合などには、自ら公表することができるようになると共に、関係行政庁に通報することができることや告発することができるようにすること。</p>	<p>委員には是正等の措置の勧告とその内容の公表ができるよう権限を付与します。 また、区長には是正等の措置を講じた結果の公表を義務づけます。</p>

	意見の要旨	区の考え方（要旨）
主眼点の他にいただいたご意見		
15	本年4月に施行される公益通報者保護法と今回の条例の関係がよくわからない。	<p>公益通報者保護法は、公益通報した労働者の保護を図るとともに、法令の規定の遵守を図り、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的としています。</p> <p>本条例は、公益通報者保護法より通報者及び通報対象事実の範囲を広げ、区の公益を守るための通報制度の構築を目指します。</p>
16	全国の自治体の見本になるような制度が新宿区で構築されていくことを期待する。	
17	通報者に対する「不利益取扱いの禁止」について、今回の条例の概要では言及がないが、どう考えるのか。通報制度が機能するためには、「通報者の保護」が大前提で、十分に通報者を保護する措置を講ずることが不可欠では。	<p>本条例の通報は、委員が受け付けて処理します。</p> <p>また、委員には守秘義務を課します。</p> <p>区では通報者を特定できる情報を知り得ません。</p> <p>なお、調査にあたっては、通報者が特定されないようにするとともに、不利益な取扱いを受ける可能性がある職員等について保護します。</p>
18	通報者が、区の職員であると同時に区民であった場合、職員として保護の対象になるのか、それとも区民として保護の対象になるのか。	
19	内部告発する職員に対して区はどのように考え、条例に反映させるのか知りたい。	
20	区の人事において通報者への不利益な取扱い、目に見えない差別的処分を禁止する方策を条例に盛り込むべき。	
21	区の職員の内部告発に対する人権侵害について、今回制定される条例では禁止されるのか知りたい。	
22	内部告発者が区の不正行為を区の組織に投書した場合の取扱いはどのように取り扱われるのか。	
23	区において、上司が内部告発しようとした職員に圧力をかけること、内部告発した職員を誹謗・中傷することは許されないが、こうした上司の行為を禁止する方策を、今回の条例においてはどのように考えるか。	
24	通報者に対して上司が職務とは関係ない誹謗・中傷をするような行為の禁止を取り上げるのか知りたい。	
25	通報者の「不正な目的」による通報について、条例における考えを知りたい。	
26	この条例制定にあたって、区は職員の労働組合に対して意見を求めたり、何らかの提案等をした事実があるか。また、労働組合は、いかなる見解を公表しているのか知りたい。	
27	「公益通報者保護」と「内部告発者保護」、それぞれの区における英訳を知りたい。	英訳はしていません。
28	今回の条例の制定時期とこのパブリック・コメントの公表時期を知りたい。	条例制定は平成18年第2回定例会で、パブリック・コメントの公表はそれ以前に行います。

○ 伺った内容にかかわらないご意見16件については、参考に説明を添えて公表します。

【参 考】

	意見の要旨	説 明
1	このような条例を作る以前に、区が区民に対してなすべきことはたくさんある。(回答不要)	
2	パブリック・コメントを求めるのであれば、条例案の骨子や詳細が決定した段階で行なうべきである。それともそれを行なわない理由があるのか。	条例案の作成過程において、趣旨、内容その他の必要事項は、できる限り公表しました。
3	区の全職員から実名による今回のパブリック・コメントを募集し、公表すべきである。	区の職員に対しての意見公募を実施し、その意見を反映しています。
4	区の職員全員からどのようにして意見を聞き、また、職員全員にどのように周知する方策をとったのか知りたい。	条例制定の際には、区民の皆さんのみならず職員に対しても一層の周知を図っていきます。
5	新宿区パブリック・コメント制度に関する規則では提出者の住所・氏名等を明示する義務が定められている。しかし、今回のパブリック・コメントの区ホームページでは「住所・氏名等の記入はすべて任意です。匿名をご希望の場合は「ご意見欄」への記入だけでも送信できます。」とあり、「匿名可」としている理由を知りたい。	区のパブリック・コメント制度は「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」により必要な事項を定めています。
6	今回の持参、郵送等による氏名、住所等の明示義務を求める提出とインターネットによる「匿名可」の提出の、両者における個人情報の取扱いの相違について説明を求める。	同規則第2条では意見を提出できる「区民等」の定義を、第7条では意見提出にあたっての提出者の住所、氏名の明示を規定しています。
7	新宿区パブリック・コメント制度に関する規則に住所・氏名等の明示義務が定められている。今回のパブリック・コメントに関してインターネット経由の提出において「匿名可」とした総務部の責任者の処分を求める。	これは、意見提出者の資格を明確にし、寄せられた意見の趣旨確認や無責任な意見が寄せられることを防ぐための配慮から規定したものです。
8	新宿区パブリック・コメント制度に関する規則第2条に違反し、提出資格者の正確な掲載を怠ったり、区民等の権利を侵害した総務部の職員に対する処分を求める。	
9	意見等を提出できる方の資格が「新宿区内に在住・在勤・在学」のみに限定され、「区内事業者及び団体」と「施策等の案に利害関係のある者」等が除外されている理由について説明を求める。	今回、ホームページ上のパブリック・コメントにおいて、「住所、氏名の記入は任意」と誤った記載をしてしまいました。
10	提出者を「区内に在住、在勤、在学」に限定しているが、新宿区パブリック・コメント制度に関する規則にある「区内事業者及び団体」や「直接的利害関係のある者」等に提出を認めないのは不当である。	ホームページをご覧いただいた方にはご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。
11	今回のパブリック・コメントに関して、インターネットによる匿名提出が可能であるならば、提出者の個人情報を消去する措置を速やかにとってほしい。	
12	匿名による提出を認めず、氏名、住所、勤務先等を明示させて、通報者が不利益を受けることもなくパブリック・コメントを提出可能であると考えているのか、知りたい。	

13	<p>新宿区パブリック・コメント制度に関する規則第 7 条に基づき、パブリック・コメント提出者の住所・氏名等の明示義務が定められているが、全く不当である。パブリック・コメントにそれを求めなければならない理由はない。</p>	<p>幸いにも匿名による投書はありませんでした。</p>
14	<p>新宿区パブリック・コメント制度に関する規則により提出者の氏名・住所等の明示を義務づけているが、ホームレス以外の提出者に「連絡先」以外の氏名・住所の明示を義務づけるのは不当である。</p>	<p>意見募集したホームページ上に意見を提出できる「区民等」の定義には問題ありませんでしたが、今後このようなことのないよう適正な制度運営に努めてまいります。</p>
15	<p>新宿区パブリック・コメント制度に関する規則第 2 条の解説において「区としては、区民との協働による開かれた区政の推進を目的としているので、区民を中心に、情報公開条例第 5 条（公文書の公開を請求できるもの）と整合性を図った」とあるが、「区民との協働による開かれた区政の推進」がなぜパブリック・コメント提出資格の問題と関係があるのか、説明してほしい。</p>	<p>また、意見提出者の個人情報については、同規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、「新宿区個人情報保護条例」の趣旨に則り適正に管理しています。</p>
16	<p>住所・氏名等の明示について、新宿区パブリック・コメント制度に関する規則第 7 条の解説において「情報公開制度との整合性を図った」とあるが、意味がわからない。</p>	